

太宰府市企業誘致支援業務委託に係る企画提案公募要領

この要領は、太宰府市企業誘致支援業務委託に係る公募型プロポーザルに参加しようとする者（以下「提案者」という。）が留意すべき事項を定めたものであり、提案者は以下の事項を熟知し、提案書を提出するものとする。

1 業務内容

- (1) 業務名
太宰府市企業誘致支援業務
- (2) 委託業務の内容
別紙「仕様書」のとおり
- (3) 履行場所
太宰府市役所
- (4) 契約期間
契約締結の日から令和8年3月27日まで

2 予算上限額

- 4,950,000円（消費税及び地方消費税を含む）
（提案金額も審査・評価の対象となるので留意すること）

3 提案参加資格

本プロポーザルに参加できるものは、次に掲げる（1）から（9）の要件（グループで参加する場合は（1）から（10）までの要件）を全て満たしていること。

- (1) 太宰府市競争入札に参加する者の資格等に関する規定（平成7年告示第5号）第2条各号のいずれにも該当しないこと。
- (2) 太宰府市競争入札に参加する者の資格等に関する規定第4条第2項に規定される名簿（以下、「有資格者名簿」という。）に掲載されていること。ただし、資格登録のないものについて、同規定第3条に規定する必要書類を提出し、市が有資格者名簿と同等と認めた場合はこの限りではない。
- (3) 公表日現在において、指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 企業誘致に係るコーディネート、事業者等の交流会の実施、コワーキングスペース設置・運営等に係る実績を有すること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）、破産法（平成16年法律第75号）、会社法（平成17年法律第86号）の規定に基づき、会社の更生、再生、破産又は清算の手続きを行っていないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）の規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (7) 国税、県税、市税等の滞納がないこと。
- (8) 消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (9) 個人情報取り扱いに関し適切な保護措置を講ずる体制を整備していること。プライバシーマークや情報セキュリティマネジメントシステム（JIS Q27001（ISO/IEC27001））認証を取得していることが望ましい。
- (10) グループで応募する場合は、代表団体を定めること。ただし、グループで参加する場合の各構成員は、本募集への単独参加又は他のグループでの参加を行っていないこと。

4 提案者の欠格事由

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- (2) 審査の透明性・公平性を害する行為があった場合。
- (3) 提案書等が提出期限までに提出されなかった場合。
- (4) 提案にあたり著しく信義に反する行為があった場合。
- (5) 提案が仕様書の内容を満たしていない場合。

5 スケジュール

令和7年6月 9日 (月)	企画提案公募 受付開始
6月13日 (金)	質疑の受付締切
6月18日 (水)	参加申込書提出締切
6月20日 (金)	企画提案書・辞退届提出締切
6月25日～7月3日 (予定)	選定委員会でのプレゼンテーション審査

6 質疑

質問がある場合は、「質問書(様式第1号)」を提出すること。口頭による質問は一切受け付けない。

(1) 提出期限

令和7年6月13日(金) 17時まで

(2) 提出方法

「質問書(様式第1号)」を用いて、下記のメールアドレスに送付するとともに、受信確認のために太宰府市観光経済部産業振興課まで電話連絡をすること。(TEL: 092-921-2121)

sangyo-s@city.dazaifu.lg.jp

メールの表題は「太宰府市企業誘致支援業務プロポーザル質問書(事業者名)」とすること。

(2) 回答方法

質問に対する回答は、太宰府市ホームページに掲載する。ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体の提案内容に密接に関わる場合は、質問者に対してのみ回答する。

7 参加申請書の提出

企画提案公募に参加する場合は、「公募型プロポーザル参加申請書(様式第2号)」に必要事項を記入の上、下記により提出すること。なお、太宰府市競争入札参加有資格者名簿に登録の無い事業者においては別途定める必要書類を添付すること。

(1) 提出期限

令和6年6月18日(水) 17時まで

(2) 提出方法

「公募型プロポーザル参加申請書(様式第2号)」を用いて、下記のメールアドレスに送付するとともに、受信確認のために太宰府市観光経済部産業振興課まで電話連絡をすること。(TEL: 092-921-2121)

sangyo-s@city.dazaifu.lg.jp

メールの表題は「太宰府市企業誘致支援業務プロポーザル参加申請書(事業者名)」とすること。

8 企画提案書類の提出について

(1) 提出書類および提出部数

以下の表に記載の書類一式を提出すること。

用紙サイズは原則A4版で、片面印刷とする。ただし、図表等の表現の都合上、一部用紙サイズを変更することは差し支えない。

なお、「2 企画提案書」については、20ページ以内とすること。

	提出書類（提出部数）	備考
1	提出書（1部）	様式第3号
2	企画提案書（10部）	様式任意
	（1）実施体制	①業務実施体制 ②情報セキュリティ管理体制 ③業務スケジュール
	（2）提案内容	①企業誘致を効果的に推進するための基本的な考え方 ・本業務に対する提案者の理解 ・企業誘致支援に対する提案者の考え方 ②仕様書に基づいた具体的提案 ・企業進出実現の手法 ・本市訪問時に実施する主な業務内容
	（3）類似の過去事業実績	①企業誘致コーディネート、交流会の実施、商業施設誘致、コワーキング運営等の業務実績
	（4）経費見積書	※経費見積書に積算内訳（工数）がわかる資料を添付すること。一式は不可。
3	会社概要（10部）	様式第4号
	会社概要補足資料（10部）	任意（パンフレット等で可）
	グループ構成表（10部）	様式第5号（必要な場合のみ）

(2) 提出期限

令和7年6月20日（金）17時まで（※必着）

(3) 提出先

〒818-0198 福岡県太宰府市観世音寺一丁目1番1号
太宰府市観光経済部産業振興課商工・農政係

(4) 留意事項

- ・メール、FAXによる提出は受け付けない。
- ・郵送により提出する場合は、提出期限までに必着することとし、発送後に電話でその旨の連絡をすること。
- ・提出された企画提案書類は当該業務の委託先の選定のみ使用する。
- ・企画提案書類の作成に要した費用等は提案者の負担とする。
- ・提出された企画提案書類は返却しない。

9 提案の辞退

提案書を提出後、提案参加を辞退する場合は、6月20日（金）正午までに「参加辞退書（様式第6号）」を提出すること。なお、提出方法は「7 参加申請書の提出」に準ずる。

10 提案の評価及び選定

(1) 提案の評価

応募のあった企画提案書について、選定委員会において企画提案書の内容を総合的に審査し、評価をしたうえで、委託契約候補者を選定する。なお、提案書の内容については、6月25日(水)～7月3日(木)の間(予定)に日程を設定したうえで、プレゼンテーション審査を行う。時間等の詳細については、提案締め切り後に通知する。

※プレゼンテーションの際に使用する機材(パソコン、プロジェクター等)は各事業者で準備すること。なお、スクリーンは市で準備する。

※提案事業者が多数の場合は、プレゼンテーション審査の前に書面審査を実施することがあります。

※日程は、変更になる場合がありますので、ご注意ください。

(2) 審査基準

審査は「公募要領別紙審査項目・配点一覧」に示す評価項目により採点し、委員会委員の合計点数が最も高い提案事業者を契約候補者とし、次点者を準契約候補者とする。合計点数が最も高い事業者が複数ある場合は、委員会の協議により選定する。

なお、満点の6割を最低基準点とし、合計点数がこれに満たない場合は、選定しない。

また、提案事業者が1事業者の場合、合計点数が最低基準点を越えたときは受託事業候補者として選定する。

(3) 結果の連絡

審査結果は、提案者全員に対し文書で通知する。なお、電話等による問い合わせには応じない。

11 その他

(1) 業務実施予定者と契約条件及び業務仕様書の内容を協議し、当該業務仕様書に基づく見積書の提出を受け、委託契約を締結する。

(2) 委託契約に先立ち、当初委託契約額(税込)の100分の10以上の契約保証金として本市に納めていただく場合がある。なお、この契約保証金は、契約が支障なく履行されたときは、委託契約期間終了後に全額返還する。

12 留意事項

(1) 本提案の評価は、提案者の技術力を評価するために行うものである。提案書に基づき、そのまま業務を了承するものではない。

(2) 本委託業務に係る成果物は、すべて太宰府市に帰属するものとする。